平成２４年（フ）第１８６号
千葉県流山市東初石２丁目86番地の14　めりーふらっとＡ
債務者　船久保講一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
福井市文京３丁目１番14号　氷川ハイツ103
債務者　鎌田　祥子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
福井市北四ツ居町620番地　スカイコーポ201
債務者　尹　　光秀
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
福井市光陽１丁目10番20号
債務者　吉川イサムこと　ＹＯＳＨＩＫＡＷＡ　ＩＳＳＡＭＵ
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
福井市飯塚町第31号128番地　エクセレントルーラル201号、旧住所福井市松本１丁目56番15号　アパガーデンコート松本702号
債務者　中西　清信
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
福井市御幸１丁目４番15号
債務者　馬場れい子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県伊丹市中野北１丁目３番７号西号
債務者　前田　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県川西市東畦野山手１丁目10番10号
債務者　杉本　貞子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目19番３号
債務者　ＪＯＹＣＥこと　明石みどり
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県西宮市森下町６番25―310号
債務者　宮崎　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８２号
兵庫県西宮市今津大東町３番26号
債務者　相　謙一郎
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目８番14号　小寺文化102号、前住所兵庫県尼崎市常光寺１丁目10番15―204号
債務者　長野電気こと　長野　哲男
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１０号
兵庫県西宮市樋之池町25番28―603号、前住所兵庫県西宮市結善町２番35―201号
債務者　杉本乃梨こと　杉本　典子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２８号
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番23―202号
債務者　小山　圭三
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７号
兵庫県佐用郡佐用町福澤1022番地１
債務者　尾崎　亮介
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１４号
兵庫県南あわじ市神代地頭方1437番地１　メゾン三原303号
債務者　長谷　　一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９―42　アヴィニール沼本町710号
債務者　山口　優子（旧姓渋田）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７５号
北九州市小倉南区沼本町１丁目４番11―702号　清田康仁方
債務者　清水　春奈
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部